

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2018-86527(P2018-86527A)

【公開日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2018-38919(P2018-38919)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【FI】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月20日(2018.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による当り判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与しうる特典付与手段と、

遊技者による所定動作を演出に供されるように受付対象とする第1動作受付部材と、

遊技者による特定動作を演出に供されるように受付対象とし、前記第1動作受付部材とは異なる第2動作受付部材と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第1の演出条件が満たされた場合、前記第1動作受付部材による前記所定動作の受け付けは許容されるが前記第2動作受付部材による前記特定動作の受け付けは許容されない第1の演出受付期間を発生し、該第1の演出受付期間内で前記所定動作の受け付けがなされると第1の操作後演出を実行可能な第1演出受付期間演出手段と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第2の演出条件が満たされた場合、前記第1動作受付部材による前記所定動作の受け付けは許容されないが前記第2動作受付部材による前記特定動作の受け付けは許容される第2の演出受付期間を発生し、該第2の演出受付期間内で前記特定動作の受け付けがなされると第2の操作後演出を実行可能な第2演出受付期間演出手段と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第3の演出条件が満たされた場合、前記第1動作受付部材による前記所定動作の受け付けは許容されるが前記第2動作受付部材による前記特定動作の受け付けは許容されない第3の演出受付期間を発生し、該第3の演出受付期間内で前記所定動作の受け付けがなされると前記第2の操作後演出と同じ第3の操作後演出を実行可能な第3演出受付期間演出手段と

を備え、

前記第1の演出受付期間及び前記第2の演出受付期間は、同じ変動パターン内でそれぞれ発生可能とされ、前記第2の演出受付期間は、前記第1の演出受付期間よりも後に発生するようになっており、

さらに、

前記第2の演出受付期間が発生するときには、前記第1の演出受付期間または前記第3の演出受付期間が発生する場合にこれに先立って実行されることがない特別の前兆演出表

示が、該第2の演出受付期間の発生に先立って実行可能とされており、
さらに、

前記第3の演出受付期間が発生する場合、該第3の演出受付期間が発生するよりも前に
特定の前兆演出表示が表示され、該特定の前兆演出表示は、前記第1動作受付部材の受付
対象である前記所定動作を促す指示表示が表示されるタイミングの前後に跨るかたちで表
示されうる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記従来の遊技機では、遊技興趣が低下することが懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段による当り判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を
付与しうる特典付与手段と、

遊技者による所定動作を演出に供されるように受付対象とする第1動作受付部材と、

遊技者による特定動作を演出に供されるように受付対象とし、前記第1動作受付部材と
は異なる第2動作受付部材と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第1の演出条件が満たされた場合、前記
第1動作受付部材による前記所定動作の受付けは許容されるが前記第2動作受付部材によ
る前記特定動作の受付けは許容されない第1の演出受付期間を発生し、該第1の演出受付
期間内で前記所定動作の受付けがなされると第1の操作後演出を実行可能な第1演出受付
期間演出手段と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第2の演出条件が満たされた場合、前記
第1動作受付部材による前記所定動作の受付けは許容されないが前記第2動作受付部材に
よる前記特定動作の受付けは許容される第2の演出受付期間を発生し、該第2の演出受付
期間内で前記特定動作の受付けがなされると第2の操作後演出を実行可能な第2演出受付
期間演出手段と、

前記判定手段による当り判定の結果に基づいて第3の演出条件が満たされた場合、前記
第1動作受付部材による前記所定動作の受付けは許容されるが前記第2動作受付部材によ
る前記特定動作の受付けは許容されない第3の演出受付期間を発生し、該第3の演出受付
期間内で前記所定動作の受付けがなされると前記第2の操作後演出と同じ第3の操作後演
出を実行可能な第3演出受付期間演出手段と

を備え、

前記第1の演出受付期間及び前記第2の演出受付期間は、同じ変動パターン内でそれぞ
れ発生可能とされ、前記第2の演出受付期間は、前記第1の演出受付期間よりも後に発生
するようになっており、

さらに、

前記第2の演出受付期間が発生するときには、前記第1の演出受付期間または前記第3
の演出受付期間が発生する場合にこれに先立って実行されることがない特別の前兆演出表
示が、該第2の演出受付期間の発生に先立って実行可能とされており、

さらに、

前記第3の演出受付期間が発生する場合、該第3の演出受付期間が発生するよりも前に特定の前兆演出表示が表示され、該特定の前兆演出表示は、前記第1動作受付部材の受付対象である前記所定動作を促す指示表示が表示されるタイミングの前後に跨るかたちで表示されうる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】